#### 「『18才以上のみ対象』家庭用ゲームソフトの広告等ガイドライン」

一般社団法人コンピュータエンターテインメント協会 (CESA) は、青少年の健全なる 育成を図ることを目的とし、以下のガイドラインを規定する。

## 1. 本ガイドラインの対象

日本国内で販売される家庭用ゲームソフト (携帯ゲーム機向けを含むが、業務用ゲーム機向け、成人向け PC ゲームソフト、携帯電話コンテンツは対象としない。)において、特定非営利活動法人コンピュータエンターテインメントレーティング機構 (CERO) の審査により「Z」(18才以上のみ対象)にレーティングされたゲームソフト (以下「対象ソフト」という。)を指す。なお、並行輸入ソフトについては本ガイドラインの対象外とする。

# 2. プロモーション表現基準

- 1. 対象ソフトの広告掲出に当たっては、以下のプロモーション表現基準を遵守する。
  - ① CERO より指摘された「Z (18才以上のみ対象)に該当する描写」を広告や販促物に収録しない。
  - ② ゲーム本編に前項の表現が含まれていることを明示する。
  - ③ 「Zアイコン」+「18才未満の方には販売しておりません」のメッセージを表記する。
- 2. 対象ソフトの商品パッケージについては、前項のプロモーション表現基準に基づいたデザインとする。

### 3. 広告媒体別ガイドライン

雑誌広告については「学年誌」等に広告を行わない。また「学年誌」等の雑誌媒体での記事の取り上げは辞退する。

## 4. 店頭・イベント出展等におけるガイドライン(2区分描写をプロモーションする場合)

- 1. イベント等で「Z区分に該当する描写」を含み出展する場合には、その試遊台周囲を囲み スペースで区分けし、周囲から映像が見えないようにする。また、ヘッドマウントディス プレイ等を用いた周囲から映像が見えない試遊方式の場合は、囲みスペースで無くとも 同等の扱いとみなす。なおいずれの場合も、試遊を求められた場合には、必ず年齢確認を 実施する。
- 2. 体験版の配布については、配布時に年齢確認を実施する。

## 5. インターネット掲載のガイドライン

- 1. 発売元作成の対象ソフト公式ウエブサイトについては、トップページに、「18才以上の み対象商品」であること、「18才未満の方には販売しておりません」の文言を明示し、 当該ページの閲覧については、年齢確認を実施する。
- 2. 対象ソフトのインターネット広告については、掲載面に「18才以上のみ対象商品」であることを明示する。
- 3. 対象ソフトを販売するウエブサイトについては、購入時に年齢確認を実施する。
- 4. 各ウエブサイトについては、CERO レーティング紹介ページへのリンクを設けることと する。

### 6. 改訂

- 1. 本ガイドラインは、理事会の承認をもって、随時改訂することができる。
- 2. 改訂後のガイドラインについては、正会員及び賛助会員に通知し周知徹底を図るものとする。

〔付則〕

このガイドラインは、平成20年4月1日から施行する。

平成24年6月20日改訂。

以上